

令和8年7月24日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、アメリカンエンジニアリングコーポレーション（沖縄県宜野湾市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

□契約課長 榎本 （内線：2511）

□契約課長補佐 園田 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 小宮 （内線：5880）

経理調達課長 兒玉 （内線：5870）

□は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
アメリカンエンジニアリングコーポレーション	沖縄県宜野湾市大山7-11-47

2. 指名停止措置期間

令和8年7月24日から令和8年9月23日まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、過去3事業年度（令和5年1月1日から令和7年12月31日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第7条第2号イ、ロ及び同法第15条第2号ロの規定に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年6月5日に建設業許可部局（沖縄総合事務局）より監督処分（営業停止22日間）を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして沖縄総合事務局から監督処分（営業停止）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内